

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法附則第3条第2項前段（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出（新築）
- 法第19条第4項において読み替えて適用する同条第1項前段の規定による届出（新築・評価書活用）
- 法附則第3条第2項前段の規定による届出（増改築）
- 法附則第3条第5項において読み替えて適用する同条第2項前段の規定による届出（増改築・評価書活用）

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員氏名		

（第二面） （略）

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 (簡易計算(モデル住宅法))

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 (仕様確認) → 別紙へ

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 (標準計算[各住戸]) → 第4面へ

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準 (標準計算[全住戸の平均])

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準 (簡易計算[全住戸の平均](フォー入力法))

住棟単位外皮平均熱貫流率 W/(m²・K) (基準値 W/(m²・K))

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 (仕様確認) → 第4面及び別紙へ

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (H28.4.1以前の建築物の適用除外)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 (標準計算)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号(共用部有) □第2号(無))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 (簡易計算(フォー入力法))

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (□第1号(共用部有) □第2号(無))

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 (仕様確認) → 第4面及び別紙へ

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ニ. 複合建築物】

- 基準省令第1条第1項第3号イの基準 (非住宅・住宅それぞれ評価)

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第1号イの基準 (標準計算(標準入力法等))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第1号ロの基準 (簡易計算(モデル建物法))

BEI ()

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 (標準計算[各住戸])→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準 (標準計算[全住戸の平均])

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 (簡易計算[各住戸](*TEML住宅法*))→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準 (簡易計算[全住戸の平均](*フロア入力法*))

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 (*仕様確認*)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (*H28. 4. 1以前の建築物の適用除外*)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 (標準計算)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 (*共用部有*) 第2号 (*無*))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 (簡易計算(*TEML住宅法*・*フロア入力法*))

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 (*共用部有*) 第2号 (*無*))

BEI ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 (*仕様確認*)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準 (*非住宅・住宅統合して評価*)

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 (*共用部有*) 第2号 (*無*))

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 (標準計算[各住戸])→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準 (標準計算[全住戸の平均])

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 (簡易計算[各住戸](*TEML住宅法*))→第4面へ

基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)の基準 (簡易計算[全住戸の平均](*フロア入力法*))

住棟単位外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値)

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 (*仕様確認*)→第4面及び別紙へ

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外 (H28. 4. 1以前の建築物の適用除外)

(略)

(第四面)

[住戸に関する事項]

(略)

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の基準 (標準計算[各住戸])

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 (簡易計算[各住戸](モデル住宅法))

外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

- 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 (仕様確認)→別紙へ

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

- 基準省令附則第4条第1項の規定による適用除外 (H28.4.1以前の建築物の適用除外)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 (標準計算)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 (簡易計算(モデル住宅法))

BEI ()

- 基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 (仕様確認)→別紙へ

- 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合

1. ・ 2. (略)

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～⑤ (略)

⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑦ (略)

⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(ii)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3) 【ハ. 共同住宅等】及び【ニ. 複合建築物】の(住宅部分)の「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体(複合建築物の場合は住宅部分全体)での数値を記載してください。

(4) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

⑨ (略)

5. 第四面関係

①・② (略)

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。

(2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

④ (略)

6. (略)